

議案第 17 号

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和 55 年墨田区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「墨田区立幼稚園」を「区立幼稚園（墨田区立幼稚園設置条例（昭和 43 年墨田区条例第 25 号）に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（入園料及び保育料）

第 2 条 区立幼稚園を利用する支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもであって、同法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満 4 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。以下同じ。）の保護者は、入園料及び保育料を納付しなければならない。ただし、8 月分の保育料は、納付することを要しないものとする。

2 前項の入園料の額は、1,500 円とする。

3 第 1 項の保育料の額は、世帯の所得の状況その他の事情に応じ、別表に定める額とする。

第 5 条中「教育委員会規則」を「墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表

階 層 区 分	月 額
---------	-----

第 1 階層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯		0 円
第 2 階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯（第 1 階層に該当する世帯を除く。）		1 , 5 0 0 円
第 3 階層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（第 1 階層及び第 2 階層に該当する世帯を除く。）	7 7 , 1 0 0 円以下	5 , 7 0 0 円
第 4 階層		7 7 , 1 0 1 円以上 2 1 1 , 2 0 0 円以下	6 , 7 0 0 円
第 5 階層		2 1 1 , 2 0 1 円以上 2 5 6 , 3 0 0 円以下	7 , 6 0 0 円
第 6 階層		2 5 6 , 3 0 1 円以上	8 , 5 0 0 円

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、教育委員会規則で定める法令の規定を適用しないものとする。
- 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあつては、第 6 階層の区分に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。
- 4 月から 7 月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9 月から翌年 3 月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。
- この表の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める支給認定子どもに係る保育料の額は、同表に掲げる額を限度として教育委員会規則で定める額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表 (以下「改正後別表」という。) の規定の適用については、平成 27 年度から平成 29 年度までの間においては、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、改正後別表の規定中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成 27 年度	6,700 円	5,700 円
	7,600 円	5,700 円
	8,500 円	5,700 円
平成 28 年度	6,700 円	6,000 円
	7,600 円	6,300 円
	8,500 円	6,700 円
平成 29 年度	6,700 円	6,300 円
	7,600 円	6,900 円
	8,500 円	7,600 円

(提案理由)

子ども・子育て支援法の制定により幼稚園の利用について施設型給付制度が創設されることに伴い、保育料の月額を改定する必要がある。